

令和 8 年 第 1 回 南幌町議会臨時会議事日程

令和 8 年 2 月 20 日 (金)

午前 9 時 30 分 開議

日程番号	事件番号	事件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告 1 会務報告 2 例月出納検査結果報告 3 全国町村議会議長会特別表彰受賞報告	
4	議案第 1 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 7 年度 南幌町一般会計補正予算 (第 6 号))	
5	議案第 2 号	南幌きららパークキャンプ場の指定管理者の指定に ついて	

諸般報告 1

会 務 報 告

月 日 内 容

- 1 2月 24日 第5回議会臨時会を開催した。
- 25日 南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
- 1月 6日 南幌消防団出初式に各議員出席し、議長祝辞を述べた。
- 9日 広報特別委員会を開催した。
- 11日 南幌町二十歳を祝う会に各議員出席し、議長祝辞を述べた。
- 15日 広報特別委員会を開催した。
- 19日 空知町村議会議長会役員会が栗山町で開催され、議長出席した。
- 20日 議会運営委員会所管事務調査を実施した。
- 同 日 産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
- 22日 総務常任委員会所管事務調査を実施した。
- 24~27日 姉妹町熊本県多良木町との児童交流学習事業歓迎レセプション等に各議員出席した。
- 27日 全員協議会を開催した。
- 2月 3日 広報特別委員会を開催した。
- 同 日 産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
- 5~6日 空知町村議会議長会定期総会が妹背牛町で開催され、議長出席した。
- 10日 広報特別委員会を開催した。
- 同 日 北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会が札幌市で開催され、関係議員出席した。
- 12日 第3回議会評価提言者会議を開催した。
- 13日 総務常任委員会所管事務調査を実施した。
- 16日 南空知公衆衛生組合議会定例会が長沼町で開催され、関係議員出席した。
- 17日 南空知消防組合議会定例会が栗山町で開催され、関係議員出席した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和8年1月15日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和8年2月20日提出
南幌町議会議長 側瀬敏彦

記

南監査号
令和8年1月15日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

南幌町監査委員 白倉敏美
南幌町監査委員 加藤真悟

例月出納検査の結果について

令和8年1月15日に執行した令和7年12月分の例月出納検査結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|------------|---|
| 1 検査現在日 | 令和7年12月31日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和8年1月15日 | |
| 3 検査意見 | | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 |

令和7年度

現 金 出 納 状 況

令和7年12月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		会計名	金 額	
一般会計	4,845,125,296	491,729,907	5,336,855,203	4,183,237,796	965,719,969	5,148,957,765	187,897,438	一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ	△ 40,000,000	227,897,438
国保会計	587,270,489	127,124,170	714,394,659	559,700,243	140,400,276	700,100,519	14,294,140	一般会計より	40,000,000	△ 25,705,860
介護保険会計	572,205,432	75,921,400	648,126,832	559,977,005	79,315,625	639,292,630	8,834,202	一般会計より	0	8,834,202
後期高齢者会計	72,179,113	25,768,565	97,947,678	69,024,315	24,658,668	93,682,983	4,264,695	一般会計より	0	4,264,695
歳入歳出外	382,764,152	297,222,570	679,986,722	314,246,897	258,252,432	572,499,329	107,487,393		0	107,487,393
合 計	6,459,544,482	1,017,766,612	7,477,311,094	5,686,186,256	1,468,346,970	7,154,533,226	322,777,868		0	322,777,868
一時借入金	借入先	金 額	基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 計 現 金 の 保 管
	南幌町農協		財政調整基金	643,718,292	農業支援対策基金	873,580			現金(つり銭)	175,000
	空知信金		減債基金	191,969,894	ふるさと応援基金	225,362,884			信金定期預金	10,577,400
			教育振興基金	3,661,850	森林環境譲与税基金	3,604,097			農協定期預金	6,801,200
			地域福祉振興基金	13,319,570	消防防災対策基金	10,002,500			農協普通預金	305,224,268
			南幌温泉ハート&ハート基金	31,553,311	国民健康保険事業特別会計基金	107,215,590				
	合 計	0	中山間ふるさと水と土保全基金	10,673,982	介護給付費等準備基金	109,058,390	合 計	1,351,013,940	合 計	322,777,868

令和7年度

病 院 事 業 会 計

令和7年12月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		区分	金 額	
病院事業(預金)	1,011,144,902	80,075,183	1,091,220,085	494,093,415	109,196,213	603,289,628	487,930,457			487,930,457
病院事業(現金)	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000
病院事業(預り金)	59,284,027	18,238,209	77,522,236	56,157,062	15,598,450	71,755,512	5,766,724			5,766,724
計	1,070,528,929	98,313,392	1,168,842,321	550,250,477	124,794,663	675,045,140	493,797,181			493,797,181
一時借入金	借入先	金 額	基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 現 の 保 管	区 分	金 額
	空知信金							信金普通預金	193,697,181	現 金
	計	0	金 管			合 計	0	信金定期預金	250,000,000	
							計 金 管	農協定期預金	50,000,000	合 計
										493,797,181

令和7年度

下 水 道 事 業 会 計

令和7年12月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		区分	金 額	
下水道事業(預金)	315,651,893	251,879,898	567,531,791	279,660,791	263,166,724	542,827,515	24,704,276			24,704,276
下水道事業(現金)							0			0
下水道事業(預り金)	260,000	0	260,000	260,000	0	260,000	0			0
計	315,911,893	251,879,898	567,791,791	279,920,791	263,166,724	543,087,515	24,704,276			24,704,276
一時借入金	借入先	金 額	基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 現 の 保 管	区 分	金 額
	南幌町農協	160,000,000						農協普通預金	24,704,276	現 金
	計	160,000,000	金 管			合 計	0	農協定期預金	0	合 計
							計 金 管			24,704,276

諸般報告 3

全国町村議会議長会特別表彰受賞報告について

このことについて、全国町村議会議長会第 77 回定期総会において、本町議会が令和 7 年度町村議会特別表彰を受賞したので報告する。

令和 8 年 2 月 20 日提出
南幌町議会議長 側瀬敏彦

記

1 表彰日

令和 8 年 2 月 6 日

2 受賞経過

全国町村議会議長会は、令和 7 年 6 月に町村議会表彰審査会が定めた表彰審査方針に基づき、各都道府県町村議会議長会に対し、町村議会として他の範とするに足る団体の推薦を求めたところ、19 都道県から計 21 町村議会の推薦を受けた。

推薦された町村議会に係る事績及び各種資料を 3 人の審査委員がそれぞれ慎重に事前審査したうえで、令和 7 年 12 月に開催した表彰審査会において意見を集約し、特に顕著なる事績があると認められたので特別表彰候補として 2 議会を選考し、表彰候補として 19 議会が承認された。

これらの審査結果が全国町村議会議長会会長へ報告され、上記定期総会において本町議会が町村議会特別表彰を受賞した。

3 本町議会の事績

別紙のとおり

(別紙)

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

○議会基本条例の制定

本町議会では、議員・委員会提案による条例制定権を積極的に行使しており、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため、令和2年第3回議会定例会において、「南幌町議会基本条例」を可決・制定し、同年10月1日から施行した。

本条例では、町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、二元代表制の一翼である議会は、行政の監視機関、意思決定機関及び立法機関としての責任と役割を果たすことが使命である。その使命を達成するためには議会及び議員の活動原則を定め、最良の意思決定を行うことにより町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めることを明記した。合わせて、情報の公開、政策活動等への多様な町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、まちづくりを推進するものである。

(1) 議員の政治倫理

議会改革の取組として、平成25年6月に「南幌町議会政治倫理条例」を施行し、毎年度、議員の町税等の納付状況を議会だより及び町ホームページで公開している。

(2) 町長等と議会及び議員の関係

議会及び議員は一般質問において一問一答方式を実施することにより論点・争点を明確にして町民にわかりやすい質問となるよう努めている。

また、町長その他の執行機関の長並びに副町長及び教育長は議員の質疑及び質問に対して許可を得て反問することできる旨を規定した。

(3) 自由討議による合意形成

本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関する審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成にと努める旨を規定しており、令和6年5月から議会全員協議会において自由討議の試行を開始した。自由討議を行うことで、合意形成過程においてより深い議論をすることで、その後の本会議での採決や一般質問へつなげるとともに町民に対する説明責任を果たすものである。

(4) 開かれた活動的な議会の推進

本町議会では、令和6年9月から、南幌町議会まちづくり特別委員会で検討を重ね、町民に身近な信頼される議会を築くため、町民に開かれた議会を目指して、南幌町議会マニフェスト（公約）を制定し、令和9年4月の任期までに取り組むべき重点項目を公表している。マニフェスト（公約）を制定することにより、任期中に行うべき重点項目を明確にし、議会活動及び議員活動の充実に寄与することが期待できる。

【南幌町議会マニフェスト（公約）】

改革項目	重 点 項 目
議会の見える化	<input type="radio"/> 各委員会活動の透明化 <input type="radio"/> 会議に係る審議と結果に至る経過の見える化
身近な議会活動	<input type="radio"/> 議会報告懇談会開催内容の充実 <input type="radio"/> 懇談会開催の工夫 <input type="radio"/> 主権者教育の推進 <input type="radio"/> 議会評価提言者の活用
情報発信の拡充	<input type="radio"/> 議会ホームページの充実 <input type="radio"/> 町民にわかりやすい情報発信の取組 <input type="radio"/> 議会Y o u T u b eのあり方

【具体的な取組として】

- ①各常任委員会の傍聴公開
- ②各常任委員会の議事録公開
- ③町内全地域での懇談会開催と小規模懇談会の実施
- ④「議員としゃべり場」開催内容の工夫
- ⑤小中学生を対象とした出前講座及び子ども議会の実施
- ⑥議会ホームページの改訂
- ⑦議会だよりの充実（読ませるから見せる広報へ）
- ⑧Y o u T u b e配信による議会会議中継

(5) 提言者の協力

議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動するため、令和3年4月に「南幌町議会評価提言者設置要綱」を施行、提言者の公募を行い10名の

提言者に委嘱状を交付し、議会評価提言者会議を開催した。現在は3期目となる8名の評価提言者により議会改革及び活性化の意見・提案を寄せていたいている。また、2年任期としているが、「南幌町議会基本条例」の規定に基づいた評価項目により評価シートを作成し、議会評価をいただいている。議会評価提言者が本会議や常任委員会等を傍聴することで、会議での緊張感も増し、より良い活発な議論につながっている。

（6）議会図書室の設置、公開

令和3年4月から、議会事務局内に議会図書室を移動し議員のみならず、町民、町職員の利用に供し、調査研究のため政務活動費を活用して購入された図書は、利用後図書室に配架するなど図書の充実に努めている。

（7）議員定数及び議員報酬

令和7年5月から、南幌町議会まちづくり特別委員会において、議員定数及び議員報酬の適正なあり方について検討を開始した。今後、議員活動量の調査を実施し、基礎データの収集、把握を行い、報告書としてまとめた後、南幌町特別職報酬等審議会へ報告される予定である。

（8）危機管理

令和3年2月に「南幌町議会感染症対応マニュアル」、令和4年12月に「南幌町議会大規模災害時対応マニュアル」を策定した。

「南幌町議会感染症対応マニュアル」においては、感染症の拡大を防ぐための予防対策を講じるとともに、議員又はその家族が感染症に感染した場合に適切な対応を行い、感染症の拡大防止や迅速かつ円滑な議会運営が図られることを目的に策定された。

「南幌町議会大規模災害時対応マニュアル」においては、南幌町災害対策本部が設置された場合の議会及び南幌町議会議員の迅速かつ適切な対応と災害支援活動を定めている。SNSを活用し、自身及び家族の安否、住居及び周辺の状況、議会へ参集することへの可否について議長（議会事務局）へ報告することとしている。また、議員はむやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所にとどまり、地域で把握した情報を議長へ報告し、議長はその情報を災害対策本部へ提供する旨を規定している。

(事績2) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

○議会の見える化

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会、議会まちづくり特別委員会、議会広報特別委員会の傍聴・公開及び会議録を公開している。

また、令和7年5月から、町ホームページにおいて各常任委員会及び各特別委員会の会議結果概要録を掲載し公開している。

○身近な議会活動

（1）議会報告懇談会の開催

日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、毎年11月及び2月に議会報告懇談会を実施し、町の施策や各常任委員会及び各特別委員会で協議検討されている事項について、町民へ報告している。町民から出された意見については、該当する各常任委員会及び各特別委員会において協議検討され町側へ提議している。

（2）議員としやべり場の開催

町民が日頃の議会活動の理解を深め、より議員を身近に知ってもらうこと、町民と対話することで議員一人ひとりの資質向上に寄与することを目的に、議会報告懇談会よりも気軽に懇談できる場所として、令和6年10月より「議員としやべり場」を開催している。年齢性別を問わず町民の方が議員と対話できる場として定着し始め、令和6年は10月に2回、12月に2回、令和7年は3月に2回、6月以降は偶数月に開催することとし、8月に1回、10月、12月、2月に開催している。

（3）議会懇談会の開催

町民からの申し出により、町内の5名以上のグループ、団体においてテーマを定め、テーマに沿って懇談を実施し、開催結果については、議会だよりや町ホームページにおいて公開することとしている。本年においては、町内会の老人会や元議員会との懇談を実施した。

（4）議会だよりと議会ホームページの充実

本年3月に南幌町議会マニフェスト（公約）を制定し、議会だよりを読ませるから見せる広報へ取り組むべく、段階的に構成の見直しを行い、議会だよりの構成を見直している。引き続き見やすさを追い求め創意工夫を継続する。

（5）本会議の開催案内

本会議の開催案内について、告示日に議会ホームページへ掲載、また町内の商業施設や公共施設にポスターを掲示し、議事日程、一般質問の内容、審議案件及び議案等を確認できるようにしている。

議会ホームページでは、本会議の議案、会議結果、会議録（全文、一般質問部分）について掲載しており、各委員会の会議結果概要録を掲載するなど、議会活動情報を住民に伝える工夫をしている。

また、議会本会議の様子を録画しており、令和4年3月より本会議の映像や、一般質問は議員ごとにY o u T u b eで公開することで、迅速に議会の様子を視聴ができるよう工夫を行っている。

なお、インターネット環境がない住民には「南幌町議会録画中継の配信に関する要綱」を令和4年2月に施行し、それに基づいてDVDの貸し出しをしている。

（6）議場傍聴席等の改修

令和2年度の本町役場庁舎改修に伴い、高齢者や障がいのある方の議会傍聴に配慮するため、庁舎内にエレベーターの設置、議場の傍聴者席に車椅子用の昇降機を設置し、傍聴者の環境整備を行っている。

（7）町民アンケートの実施

令和6年11月と令和7年8月に、今後の議会運営の参考とするため町民アンケートを実施した。令和6年11月に実施したアンケートは、議会だよりへ折り込みし3,400世帯へ配布、期間は11月1日からの30日間で、アンケート用紙のみの回答とし、111件の回答、3.3%の回答率であった。アンケート結果については、各公共施設への掲示や町ホームページ、議会だよりで公表した。

令和7年8月に実施したアンケートは、期間は8月15日から8月31日までの17日間で、インターネットのみの回答とし、102件の回答を得た。

回答内容を整理し、令和6年と同様の方法で公表した。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

○議会デジタル化の取組

令和7年4月から、南幌町議会まちづくり特別委員会において、若年層が議会へ参画しやすい環境を整備するため、会議のペーパーレス化及びオンライン会議等、会議のあり方について検討している。試行的に5月から各常任委員会及び各特別委員会において、ノートパソコンの持ち込みによりペーパーレス化を図っている。決算審査特別委員会では各会計決算書及び決算資料のデータを議員へ配布し、データと紙での併用により委員会を開催した。

また、各常任委員会及び各特別委員会において、オンラインで会議が可能となるよう関係条例、規則等の調査研究を行い、関係規定の整備を検討している。

○主権者教育の実施

令和7年3月に制定した南幌町議会マニフェスト（公約）に主権者教育の推進を明記し、具体的な取組として小中学生を対象とした出前講座及び子ども議会の実施を掲げている。

現在、南幌小学校の6年生を対象とした議場見学会を開催すべく、校長及び担当教諭と協議を重ね、本年11月には小学6年生を対象とした議場見学会を実施する予定であり、実施後の事業評価により、今後は中学生を対象とした子ども議会の検討を予定している。

○南幌町議会ハラスメント防止条例の制定

南幌町議会運営委員会及び南幌町議会まちづくり特別委員会において検討を重ね、議員による議員の地位を利用した町職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し、根絶するため、令和7年第2回議会定例会において本条例を制定した。条例に規定しているハラスメント防止研修を全議員出席のもと、同年9月に開催しハラスメントに関する知識の向上に努めている。

議案第2号

南幌きららパークキャンプ場の指定管理者の指定について

南幌きららパークキャンプ場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出
南幌町長 大崎貞二

記

1 指定管理を行う公の施設の名称

南幌きららパークキャンプ場

2 指定管理者となる団体の名称

札幌市中央区南1条西1丁目3番地
株式会社アソビックス

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

指定管理者制度を導入する公の施設について、新たに指定管理者を指定するため、本案を提案するものである。

